



2025年7月29日

各位

会社名 サイバートラスト株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 北村 裕司
(コード番号：4498 東証グロース)
問合せ先 取締役 常務執行役員 CFO 清水 哲也
(TEL 03-6234-3800)

株式給付信託 (BBT及びJ-ESOP) の導入に伴う 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年5月14日付で公表した業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」(以下「BBT 制度」といいます。)の導入に伴い、本日開催の取締役会において、下記のとおり、役員株式給付規程を制定することについて決議いたしました。また、2024年12月24日付で公表した「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下「J-ESOP 制度」といい、BBT 制度と併せて「本制度」といいます。)の導入に伴い、下記のとおり、株式給付規程の内容を周知することについて決議いたしました。併せて、第三者割当による自己株式の処分 (以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本自己株式処分は、形式的には本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託 (以下、BBT 制度に係る信託を「BBT 信託」といい、J-ESOP 制度に係る信託を「J-ESOP 信託」といいます。また、BBT 信託と J-ESOP 信託を併せて「本信託」といいます。)の信託受託者から再信託を受ける再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) を割当先として行われるものですが、当社に対する役務提供の対価として当社の取締役 (社外取締役及び国内非居住者を除きます。以下、断りがない限り同じとします。)並びに当社の従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

記

1. 役員株式給付規程の制定及び株式給付規程の内容の周知

当社は、2025年5月14日付でBBT 制度の導入を公表し、その後、2025年6月27日開催の第25回定時株主総会において、役員報酬として決議されました。(BBT 制度の概要につきましては、2025年5月14日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。)

当社は、当社の独立社外取締役を中心として構成される指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、本日開催の取締役会において、役員株式給付規程を制定することについて決議しております。

当社は、役員株式給付規程に基づき、取締役に対して、各事業年度に関して、役位及び業績達成度等を勘案して定まる数のポイントを付与します。取締役に付与されるポイントは、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭 (以下「当社株式等」といいます。)の給付に際し、1ポイント当たり、当社普通株式1株に換算されます。ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。

役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、ポイント数に応じた数の当社株式について、原則として3事業年度毎に定める一定の時期にBBT信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。

また、当社は、2024年12月24日付でJ-ESOP制度の導入を公表いたしました。(J-ESOP制度の概要につきましては、2024年12月24日付「株式給付信託(J-ESOP)の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。)

当社は、2025年3月26日開催の取締役会において、株式給付規程を制定することについて決議しておりましたところ、本日開催の取締役会において、当社の従業員に対し、株式給付規程の内容を周知することについて決議いたしました。株式給付規程の内容の概要は、以下のとおりです。

当社は、株式給付規程に基づき、当社の従業員に対し、個人の会社への貢献度等に応じてポイントを付与します。従業員に付与されるポイントは、当社株式の給付に際し、1ポイント当たり、当社普通株式1株に換算されます。ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。

従業員が株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該従業員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、ポイント数に応じた数の当社株式について、J-ESOP信託から給付を受けます。

本自己株式処分により株式会社日本カストディ銀行(信託E口)に割り当てられる当社株式は、取締役及び従業員が給付を受けるまでの間、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)において保有されることとなり、ポイントの付与を受けた取締役及び従業員であっても、給付を受けるまでの間、ポイントに相当する当社株式について、譲渡その他の処分を行うことはできません。

2. 本自己株式処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025年8月13日(水)
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 84,000株
(3) 処 分 価 額	1株につき金 2,609円
(4) 処 分 総 額	219,156,000円
(5) 処 分 予 定 先	当社の取締役 3名 24,000株 当社の従業員 258名 60,000株 (注1、2、3)
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出いたします。

(注1) 本自己株式処分の形式的な処分予定先は、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)であります。株式会社日本カストディ銀行(信託E口)は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者(再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行)とする信託契約(以下、BBTに係る信託契約を「BBT契約」といい、J-ESOPに係る信託契約を「J-ESOP契約」といいます。)を締結することによって設定される信託口であります。一方、本自己株式処分は、本制度に基づいて取締役及び従業員への給付を行うために行われるものであり、当社に対する役務提供の対価として取締役及び従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一ですので、処分予定先には取締役及び従業員を記載しております。

(注2) 取締役には、BBT制度に基づき、役位及び業績達成度等により定まるポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付しま

す。したがって、上記株式数は最大数であり、実際に取締役が給付される当社株式等の数は、取締役の役位、業績達成度等により変動いたします。

(注3) 従業員には、J-ESOP 制度に基づき、個人の会社への貢献度等に応じて定まるポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。したがって、上記株式数は最大数であり、実際に従業員に給付される当社株式の数は、従業員の個人の会社への貢献度等により変動いたします。

3. 処分の目的及び理由

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、株式会社日本カストディ銀行（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者）に設定される信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。なお、本自己株式処分は、形式的には株式会社日本カストディ銀行（信託E口）を割当先として行われるものですが、当社に対する役務提供の対価として取締役及び従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

処分数量については、役員株式給付規程に基づき信託期間中に取締役に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2026年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度分で24,000株）及び株式給付規程に基づき信託期間中に当社の従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2026年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度分で60,000株）の合計であり、2025年3月31日現在の発行済株式総数8,177,800株に対し1.03%（2025年3月31日現在の総議決権個数80,444個に対する割合1.04%（いずれも小数点第3位を四捨五入））となりますところ、2025年5月14日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」及び2024年12月24日付「株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ」に記載の本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4. BBT 信託の概要

- | | |
|----------------|--|
| (1) 名称 | : 株式給付信託 (BBT) |
| (2) 委託者 | : 当社 |
| (3) 受託者 | : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行) |
| (4) 受益者 | : 取締役のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者 |
| (5) 信託管理人 | : 当社と利害関係のない第三者を選定 |
| (6) 信託の種類 | : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託) |
| (7) 信託の目的 | : 役員株式給付規程に基づき信託財産である当社株式等を受益者に給付すること |
| (8) BBT 契約の締結日 | : 2025年8月13日 |
| (9) 金銭を信託する日 | : 2025年8月13日 |
| (10) 信託の期間 | : 2025年8月13日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。) |

5. J-ESOP 信託の概要

- | | |
|---------|-------------------|
| (1) 名称 | : 株式給付信託 (J-ESOP) |
| (2) 委託者 | : 当社 |

- (3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者 : 株式会社日本カストディ銀行)
- (4) 受益者 : 従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社の従業員から選定
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- (7) 信託の目的 : 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式を受益者に給付すること
- (8) J-ESOP 契約の締結日 : 2025 年 8 月 13 日
- (9) 金銭を信託する日 : 2025 年 8 月 13 日
- (10) 信託の期間 : 2025 年 8 月 13 日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

6. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 2,609 円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額 2,609 円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近 1 か月間の終値平均 2,524 円 (円未満切捨) に対して 103.37% を乗じた額であり、同直近 3 か月間の終値平均 2,536 円 (円未満切捨) に対して 102.88% を乗じた額であり、さらに同直近 6 か月間の終値平均 2,498 円 (円未満切捨) に対して 104.44% を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役 3 名 (うち 2 名は社外監査役) が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

7. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、① 希薄化率が 25% 未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上